

業務指示書

フィリピン国災害に強い地方港湾および物流計画にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年5月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾政策及び港湾設計に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/港湾防災政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾防災計画】

- 1) 類似業務の経験：港湾・物流計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月5日 / 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.692 円 , US\$1 = 118.96 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾防災政策
港湾防災計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.34 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月26日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国災害に強い地方港湾および物流計画にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾防災政策	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾防災計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

フィリピンは 7,100 以上の大小の島々で構成されており、フィリピン共和国開発計画（2011 年～2016 年）においても、戦略枠組の一つの柱として掲げられている通り、海運／国内の貨物や旅客輸送は、経済発展上、都市部・地方部の社会経済的な乖離を縮小する上で非常に重要な役割を果たしている。中でも、地方港湾（地方自治体により運営管理される小規模な港湾）は、①離島から本島や基礎的な社会サービス（学校、病院等）へのアクセスを提供する、②漁業等の経済活動を支える役割を有しており、同港湾（網）の発展は、地方経済の活性化や地方部における雇用創出など、地方間格差の是正や貧困削減といったフィリピン政府の重要課題に貢献するものとして、重要な位置付けにある。

また、フィリピンは東南アジアにおいて最も自然災害の多い国の一つであり、ほぼ毎年発生する大規模災害による人的、経済的被害は甚大である。今後は気候変動の影響による一層強力な台風の発生や沿岸部の海面上昇による災害規模の深刻化も予想されており、災害リスクへの対応としての災害リスク軽減・管理（Disaster Risk Reduction Management: DRRM）はフィリピン政府における喫緊の課題となっている。

かかる状況下、フィリピン政府は、2009 年に「気候変動法（共和国第 9729 号）」、2010 年には「災害リスク軽減・管理法（共和国第 10121 号）」を制定し、従来の災害後対応に加えて気候変動や災害予防・軽減を含む総合的な災害リスク軽減・管理に一層注力している。また、2013 年の台風ヨランダ被災を踏まえ、災害マネジメントにおける事前の減災のための投資のあり方やそれを支える災害リスクファイナンスについても、議論を深めている（地方自治体（Local Government Unit: LGU）のためのリスクプールといった保険制度の検討を含む）。

運輸通信省（Department of Transportation and Communications: DOTC）はこれまで、JICA による円借款「小規模港湾整備事業」（1987 年）および「社会改革支援地方港湾開発事業」（1997 年）等、国内資本および国際資本を基にしたプロジェクトを通じ、地方港湾の整備・改修を実施してきている。一方で、JICA により策定された地方港湾マスタープラン（2000 年）で優先として挙げられた港湾も含め、整備・改修が必要な地方港湾は未だ多い。また、DOTC は、策定後の状況の変化も踏まえ、同マスタープランに含まれない港湾も整備を行う方針であるが、自ら優先順位付けを行うための知見は不足している。

なお、DOTC による地方港湾ネットワークの整備状況としては、台風ヨランダにより被災した地方港湾整備と共に、全国地方港湾整備の計画を策定中で、2015 年の予算配分済の整備・改修すべき 56 港湾（注 1）は選定済、2016 年予算申請予定の港湾も現在選定中である。

そのような状況下、DOTC は JICA に対し、上記 2016 年予算申請予定の港湾リストを含めた（2015 年分は本調査の完了時既に実施済みとなる見込み）、今後中長期的な地方港湾の開発を行うために、優先順位付けまたはリストの見直しが必要である旨要請してきた。フィリピンでは 2013 年の台風ヨランダを踏まえ、大規模災害への DRRM としての対応に対する関心も高まっていることから、災害に強い港湾ネットワーク構築の観点を強化したいが、災害に

強い港湾設計・物流計画に関しては知見が不足しているため、JICA による技術的提言を基に取り組みたいとの考えである。また、孤立地域の人々の社会サービス（病院・学校など）へのアクセスの向上といった観点についても改善案の提示の要望を受けている。

本調査は、こうした状況に鑑み、フィリピン政府における DRRM 促進を目的として、以下の取組を通じ、今後の同分野での支援方針検討のために必要な情報収集・分析を行うことで、フィリピンの社会経済的発展の土台となる、地方港湾ネットワークの強化への寄与を目指すものである。

(注1) 上記 56 港湾には、Social Reform Related Feeder Ports Development Project (2000 年) のマスタープランで優先とされた港湾および観光省の観光開発計画に挙げられた港湾が含まれる。

2. 業務の目的

本調査は、今後のフィリピンにおける港湾分野の DRRM にかかる支援の方向性を検討するため、以下の業務を通して、フィリピン政府による、災害時の物流を滞らせないための港湾ネットワーク整備や災害対応機能を備えた港湾・関連構造物の設計に係る情報収集および現状の課題分析を行い、当該分野にかかる JICA としてのアプローチ手法の検討や課題解決に向けた提言を取りまとめることを目的とする。

(1) 災害時の物流ネットワーク強化の観点および孤立地域の人々の社会サービスへのアクセス改善の観点からの地方港湾整備・改修の優先順位付けのためのガイドライン作成

DOTC が 2016 年度に整備・改修事業を実施する予定の対象港湾リスト見直しおよび 2017 年に実施すべき地方港湾整備・改修事業対象地域の選定のために、DOTC は上記ガイドラインを活用予定。ガイドライン作成の具体的な考え方は以下の通り。

- 災害の種類（台風および地震）を予め特定。（災害のレベル（30 年確率、50 年確率、100 年確率等）については、調査開始までに、世界銀行による調査結果を基に、DOTC と JICA との間で協議の上特定。）
- 対象地域内の地方港湾について、平常時の物流ネットワーク（より大きな戦略港湾も勘案したもの）や過去の被災実績を基に、災害時の代替輸送の観点から防災拠点とすべき地方港湾を選定し、その地方港湾が持つべき機能や役割分担、管理主体である LGU が持つべき機能や役割分担を特定。これらを主要な要素とし、また日本の知見も参考にして、災害時の物流ネットワークの観点での優先順位付けのための技術的選定基準を提示。（注 2）
- 加えて、上記選定基準とは別に、孤立地域の人々の社会サービスへのアクセス改善の観点からの選定基準についても提示する。
- これら本調査の結果に基づき、DOTC において、各基準をどのように適用し港湾を選定するかについて判断する。

- 本ガイドラインは、選定基準とそれを活用した優先順位付けの手順について、示すものとなる。
- 対象地域においては、モデルとして上記ガイドラインを活用し、地方港湾の優先順位付けを行うと共に、災害時の代替輸送ルートとして適切な地方港湾ネットワークを検討・提示する（平常時のネットワークを踏まえる）。

(注 2) 災害時の物流ネットワーク強化の観点の土台となる一般的な選定基準については、DOTC にて 2014 年にサイト・アセスメント調査や、過去の JICA 調査（全国港湾戦略的開発マスタープラン調査（2004 年）、Social Reform Related Feeder Ports Development Project（2000 年））を通じて作成されたものがあるため、本業務ではそれらをレビューの上、適宜改善の上上記(1)ガイドラインに含めることとする。その際、DOTC からの要望に基づき、貧困層の漁民の生計・社会サービス（病院、学校等）へのアクセス改善の観点も含めるため、既存の国家統計局（NSO/National Statistics Office）の貧困率のデータを活用し、上記の観点からの基準について必ず提示すること。

(2) 災害に強い港湾の標準設計モデル提示および追加費用概算の算出支援

対象地域、前提条件、設計の内容を特定の上、通常的设计を行った場合と比較して追加でかかる費用を算出し、提示する（将来的な DOTC による予算申請および予算管理省（Department of Budget Management: DBM）による審査に活かすため）。

- 災害の各種類および各レベルに応じた、災害に強い港湾（戦略港湾、地方港湾含む）の標準設計モデルを作成する。各モデルについて、通常的设计モデルとのコスト比較を行う。
- 加えて、各モデルに関し、管理主体であるフィリピン港湾公社（Philippines Port Authority : PPA）および地方自治体（LGU）が備えるべき機能・役割分担についても分析し、提示する。

(注 3) 上記業務では、協力準備調査で実施するような、特定のサイトにおける概略設計や事業費積算までは実施しないこととする。

3. 対象地域

ボホール州、レイテ州およびイロイロ州（フィリピン開発計画の” Disaster Prone Area” に含まれる地域のうち、2013 年ボホール地震および台風ヨランダで被災した地域）

4. 関係官庁・機関

実施機関：運輸通信省（DOTC）

支援機関：フィリピン港湾公社（PPA）、対象地域における地方自治体（LGU）

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 災害種

「災害」とは、2. (1) (2)の業務共に、地震および台風（台風に起因する津波・高潮・風を含む）に絞ることとする。

(2) 対象地域

3. の通りボホール州、レイテ州、イロイロ州をモデル地域として2. (1) ガイドラインおよび(2) 標準モデルを適用することとするが、2. (1) (2) 共に、フィリピン全土に適用して活用できるものを作成すること。

(3) 関係官庁・機関

港湾の整備・改修計画の策定については原則 DOTC が主体となるが、港湾整備・改修工事の実施は PPA、港湾の運営維持管理は PPA および LGU が担うことが多いため、本調査の過程においては、DOTC のみならず PPA および対象地域における LGU とともに十分に議論を実施し、同組織の意向や能力を踏まえた調査結果・提言を出すこと。

7. 業務の内容

(1) 国内作業

① 既存資料の収集・分析

これまでのフィリピン政府や他ドナー、JICA による各種関連調査結果、既存資料のレビューを行い、以下の点にかかる情報を事前整理・分析する。

ア) フィリピン政府の防災計画の内容（National Disaster Risk Reduction and Management Plan）（特に、港湾分野に関する部分）

イ) フィリピン政府の地方港湾分野およびその他インフラ整備にかかる基本政策・取り組み（全国地方港湾整備計画や行政システム等）とその課題（特に、災害対策の観点から）

（以下の資料を含む）

- Philippine Development Plan 2011-2016 - Revalidated Public Investment Program (2014, National Economic and Development Authority)
- Philippines Development Plan 2011-2016 - Midterm Update (2014, NEDA)
- Philippines National Tourism Development Plan 2011-2016 (Department of Tourism)

ウ) フィリピンの戦略港湾・地方港湾に係る統計データ（港湾数、荷積量、旅客数等含む）

エ) 過去の JICA で実施した支援内容の概要（以下を含む）

- フィリピン国全国港湾網整備マスタープラン調査（2004年1月）
- Social Reform Related Feeder Ports Development Project (SRRFPDP) (OECF LOAN No. PH-P173/Technical Assistance)（2000年3月）
- 社会改革支援地方港湾開発事業（契約調印1997年1月）
- 小規模港湾整備事業（契約調印1987年12月）

※第3 業務実施上の条件(4) 参考資料を参照。

オ) 他開発パートナー、民間企業の港湾分野における取り組みとその課題（DOTC、各開発パートナーのHP およびエ）過去の JICA 案件報告書等を参照）（特に、災害対策の観点から）

カ) 日本の港湾分野の災害対策における技術・知見の整理とフィリピンでの活用可否の検討（以下の資料の内容を含む）

(i) 災害に強い物流計画の観点からの優先順位付けに当たって参考にすべき日本政府国交省による政策的文書

- 交通政策審議会港湾分科会防災部会「港湾における地震・津波対策のあり方ー島国日本の生命線の維持に向けて」（平成24年6月）
- 交通政策審議会「地震に強い港湾のあり方ー災害に強い海上輸送ネットワークの構築と地域の防災力の向上を目指して」（平成17年3月）
- 港湾の防災に関する研究会「港湾の防災に関する提言ー大規模自然災害発生後の迅速な港湾機能の発揮を目指して」（平成15年7月）
- 「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」（平成8年12月）
- 運輸省港湾局「臨海部防災拠点マニュアル」（平成9年3月）

(ii) 国内の地方自治体における指針など

- 平成18年3月長崎県「港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針～緊急物資輸送等のネットワークの構築～」

（その他、国内の地方自治体の事例があればJICAに相談しつつ参考にすること）

(iii) 国内における災害に強い港湾設計にかかる資料

国交省資料「港湾の防災・減災対策と災害復旧事業について」（平成26年2月）

② 調査方針・調査計画の検討

現地調査の基本方針及び具体的な調査方法、訪問先及び作業計画を作成する。

③ インセプション・レポート (IC/R)、質問票の作成・提出

上記①ー②に基づきインセプション・レポート案(英文)を作成すると共に、DOTC、PPA、DBM およびその他関係者（必要に応じて）に対する質問票（英）を作成する。

④ 事前勉強会・対処方針会議への参加

JICA の指示に基づき、事前勉強会や対処方針会議等に参加する。

(2) 現地調査(I)

① 現地関係者へのインセプション・レポートの説明、協議

インセプション・レポートに基づき、DOTC、PPA、内国地方自治省 (Department of Interior and Local Government :DILG)、公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways :DPWH)、財務省 (Department of Finance :DOF)、予算管理省 (DBM)、経済開発庁 (National Economic and Development Authority :NEDA) や JICA フィリピン事務所を始めとする現地関係者に対し、調査方針や内容、作業計画等を説明する (実施機関の DOTC と相談の上、複数の実施機関で一か所に集まった会合を開くことも可)。また、7. (1)③の質問票を配布し、回答を回収する。

② 地方港湾にかかるフィリピン政府の政策・計画および災害に強い港湾設計・物流計画に関する情報収集・分析

ア) DOTC による政策および計画の内容 (56 港湾にかかる計画含む) を確認

※7. (1) ①ア) の資料参照

イ) 過去の JICA や他ドナーの支援により作成されたマスタープラン等の内容を確認

(7. (1)①の結果を踏まえ、情報が不足している部分について DOTC や他ドナーへの情報収集を実施する)

ウ) 上記に関し、災害対策・災害時の物流ネットワークの観点の有無を確認の上、課題分析

③ 対象地域における災害時の物流ネットワーク整備の観点からの地方港湾整備・改修の優先順位付けのためのガイドライン作成

ア) 対象地域における平常時および災害時の物流ネットワークにかかる情報収集・分析 (道路ネットワーク、Ro-Ro 船ルート、広域的な港湾間の連携状況、そして各港湾の役割分担含む。既存の計画上の、あるいは実際のネットワークの確認。)

イ) 災害の種類およびレベルを特定

ウ) 対象地域内の地方港湾について、平常時の物流ネットワークや過去の被災実績を基に、上記イ) の災害の種類およびレベルの災害発生時において、地方防災拠点港とすべき港湾を選定し、選定された港湾の機能や役割、および運営維持管理主体である地方自治体が持つべき機能・役割分担を提示 (これが災害時の物流ネットワークの観点での優先順位付けのための技術的選定基準となる)

(7. (1)①オ) を参照の上、日本における知見も参考にすること)

※なお、災害時の物流ネットワーク強化の観点の土台となる、平常時の選定基準については、DOTC で既に整備されているものを基に、課題があれば改善策を提示する。

- エ) DOTC の要望に基づき、孤立地域の人々の社会サービスへのアクセス向上の観点からの選定基準を作成
- オ) 上記ア)～エ)を踏まえ、災害時のネットワーク強化の観点および孤立地域の人々の社会サービスへのアクセス向上の観点それぞれに基づき、整備・改修すべき港湾の優先順位付けのための考え方・手順を示すガイドラインを作成
 - ※ 上記ガイドラインは、対象地域における前提条件を基に作られるものであり、他地域において適用する場合は、一部応用して対応する必要がある旨、DOTC に留意点として伝えると共に、ガイドラインの中に作成に当たっての考え方を明確に記載しておくこと
- カ) 対象地域において、モデル事例として上記ガイドラインを適用し、災害時の物流ネットワークについて、BCM (Business Continuity Management) の観点からの妥当性も勘案し、港湾整備・改修の優先順位付けを実施

④ 災害に強い港湾の標準設計モデル提示

- ア) 対象地域における港湾（戦略港湾、地方港湾含む）の基礎情報（水深、規模、施設概要等）を収集し、耐震性、耐津波・高潮性レベル、災害機能の有無・レベルについて、港湾および関連施設の現状を評価する。
- イ) 対象地域において、戦略港湾（災害時のネットワーク上、広域防災拠点港と位置付けられるもの）および上記(2)③ウ)で選定された地方防災拠点港について、災害に強い港湾の標準設計モデルを作成する。その際は、7.(1)カ)にある日本の知識・経験を参考にしつつ、内容について技術的に検討の上、DOTC と協議する。
- ウ) DOTC（および公共事業道路省（DPWH））における設計単価を確認の上、上記戦略港湾および地方港湾それぞれで災害に強い標準設計モデルの港湾整備のための概算事業費を計算する。
 - ※ なお、6.(1)にあるとおり、「災害」とは地震および台風（台風に起因する津波・高潮・風を含む）に絞ることとする。

⑤ DOTC による関連予算申請および比政府予算管理省（DBM）における関連予算審査の在り方の現状把握・課題分析

DOTC による地方港湾整備に係る予算申請および DBM における関連予算審査の現状を把握し、課題分析を行う（災害に強い港湾設計・物流計画に対する予算配賦の観点がどの程度含まれているか等）。

⑥ フィリピン政府および JICA へのコンサルテーション／中間報告会の実施

現地調査期間の適当な時期に中間報告会を開催し、日比関係者を交えて、その時点までの調査結果を共有の上、それぞれの意向・コメントを確認する。

⑦ DOTC および PPA 職員を対象としたセミナーの実施

災害時の物流ネットワークおよび災害に強い地方港湾の標準モデルを踏まえた、地方港湾整備・改修計画の策定について、DOTC および PPA 職員を対象にセミナーを 2 回実施。
※ DOTC および PPA 職員 50 名程度が参加見込み。会議室は DOTC 内の施設を利用予定。

⑧ DOTC の組織体制・計画策定プロセスにかかる課題分析および提言

DOTC における組織体制・計画策定プロセスについて、現状の課題を分析し、改善案を作成し、提言。

(3) 帰国後国内作業

- ① 上記(2)③を踏まえた、災害時の物流ネットワーク強化の観点および孤立地域の人々の社会サービスへのアクセス改善の観点からの地方港湾整備・改修の優先順位付けのためのガイドライン最終化
- ② 上記(2)④を基にした対象地域における災害に強い港湾標準設計モデルの作成および対象地域全体における港湾整備・改修のための追加コスト概算算出の最終化
- ③ 上記(2)⑤を踏まえた DBM における関連予算審査の在り方にかかる提言内容の検討
- ④ 国内支援委員会における現地調査(I)の結果報告および成果品案の内容共有
- ⑤ 上記(2)⑥コンサルテーションおよび(3)④国内支援委員会でのコメント等も反映した、ドラフト・ファイナル・レポートを作成。

※ ドラフト・ファイナル・レポートに含まれるべき内容は、上記 7(1)～(2)全ての業務成果。

(4) 現地調査(II)

➤ フィリピン政府とのコンサルテーション（ワークショップ）の実施

フィリピン政府 DOTC、PPA、DILG、DBM、DOF、DPWH、NEDA、LGU 等現地ステークホルダー及び JICA が出席し、現地調査の結果及びドラフト・ファイナル・レポートを説明し、今後の円借款を中心とした案件形成にかかる意見交換を行う場としてワークショップを開催し、調査の結果について基本的了解を得る。

※ 上記関係者 20 名程度が出席見込み。会議室は DOTC 内の施設を利用予定。

(5) 帰国後国内作業

➤ ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを踏まえて必要箇所を修正し、ファイナル・レポートとして作成し、JICA およびフィリピン政府 (DOTC 等) に提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日間以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

2) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文 10 部（簡易製本）、電子データ

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：現地調査 I, II の調査結果全体

提出時期：現地調査 II 終了後 10 日間を目処

部 数：英文 10 部（簡易製本）、和文 5 部（簡易製本）

4) ファイナルレポート

記載事項：現地調査全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン側コメント提出から 2 週間以内

部 数：英文 20 部（製本）、和文 10 部（製本）、CD-R3 部

5) ファイナルレポート要約版

記載事項：ファイナルレポートの要約

提出時期：ドラフト・ファイナルレポート提出後 2 週間以内

部数：英文 10 部（簡易製本）、和文 5 部（簡易製本）、CD-R3 部

【第3 業務実施上の条件】

(1)業務工程計画

2015年7月上旬より調査を開始し、7月中旬を目途にインセプションレポートを提出する。11月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを作成・提出し、12月下旬までにファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量の目途

合計 14.01M/M

(3)業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア) 総括/港湾防災政策（2号）

イ) 港湾防災計画（3号）

ウ) 港湾設計

(4) 現地再委託

以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。必要経費を本見積もりに含めること。

- ・ DOTCにおける既存の地方港湾の一般的な選定基準にかかる検討・改善案の作成
- ・ 対象地域における既存の港湾にかかる情報収集

なお、契約手続き及び選定については「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に則り実施するとともに、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

(5) 相手国の便宜供与

2015年4月に合意された本調査のTORにかかるM/Dに基づき、以下の通りDOTCによる便宜供与がなされる。

- ① 安全情報の提供
- ② 医療情報の提供および医療サービス享受支援
- ③ 調査に必要な案データや情報の提供
- ④ 必要なC/Pの配置
- ⑤ 事務所スペースの提供

- ⑥ ID カードの提供
- ⑦ サイト調査における各種入場許可
- ⑧ 移動手段の手配の支援
- ⑨ その他必要な特権や利益の取得支援

(6) 参考資料

①閲覧資料：東南アジア第5課（03-5226-8976）までご連絡ください。

ア) 2015年5月署名予定TOR ミッションM/D 写し

イ) DOTC によるサイト視察・評価計画書および報告書の一部

ウ) Social Reform Related Feeder Ports Development Project (SRRFPDP) (OECF LOAN No. PH-P173) Final Report on Technical Assistance (Master Plan Report for Feeder Port Development Main Report)

②公開資料：JICA 図書館ホームページ

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) において以下の報告書が閲覧・ダウンロード可能である。

ア) 小規模港湾整備事業（契約調印 1987 年 12 月）事後評価報告書

（要約）[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/1999 PH-P80 4 s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/1999_PH-P80_4_s.pdf)

（本文）[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/1999 PH-P80 4 f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/1999_PH-P80_4_f.pdf)

イ) 社会改革支援地方港湾開発事業（契約調印 1997 年 1 月）

（本文）[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011 PH-P173 4 f.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_PH-P173_4_f.pdf)

ウ) 全国港湾戦略的開発マスタープラン調査報告書（2004 年）

（和文要約）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=5&method=detail&bibId=0000162241>

（英文要約）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000162242>

（英文本文）

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=0000162243>

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=3&method=detail&bibId=0000162244>

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=4&method=detail&bibId=0000162245>

(7) その他

①関係者との連絡

先方関係機関、国際機関等の現地関係機関のほか、JICA フィリピン事務所及び地域部、在フィリピン日本大使館との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮するとともに、関係者間で開催された会議について、議事録を作成のうえで機構へ提出すること。

② 安全配慮事項

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

以上